

特 記 仕 様 書

1 修繕名

大宮第二ポンプ場外電気設備修繕

2 修繕場所

千葉市若葉区大宮町 8 5 0 地先外

3 修繕目的

本修繕は、大宮第二ポンプ場外施設における計装設備の消耗部品の交換及び試運転調整を行い、ポンプ場の機能維持・保全を図るため実施するものです。

4 修繕期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

5 修繕対象施設、設備

対 象 施 設 名	大宮第二ポンプ場	大高第一ポンプ場	高津戸第一ポンプ場	高津戸第二ポンプ場
対象施設住所	若葉区大宮町850地先	緑区大高町21-19地先	緑区高津戸町218地先	緑区高津戸町616地先
対 象 設 備	投込圧力式水位計 一式	投込圧力式水位計 一式	投込圧力式水位計 一式	投込圧力式水位計 一式
検出器型式	ML-100	ML-100	ML-100	ML-100
変換器型式	MC-1130	MC-1130	MC-1130	MC-1130
中空ケーブル長	30m	40m	20m	20m
吊下チェーン長	8m	5m	5m	6m
測定範囲	0～7m	0～3m	0～3m	0～3m
製 造 年	2003年	2002年	2002年	2002年
製 造 番 号	038135	02Z034	02Z035	02Z033
製 造 業 者	JFEアトミックハントック(株)	JFEアトミックハントック(株)	JFEアトミックハントック(株)	JFEアトミックハントック(株)

6 修繕内容

大宮第二ポンプ場外施設における計装設備の消耗部品の交換及び試運転調整 一式

(1) 部品交換

- ・計装設備の消耗部品交換
- ・ケーブル配線作業
- ・既設ケーブル等の撤去
- ・その他上記に伴う必要作業

(2) 試運転等

- ・外観、据付状況の確認
- ・精度検査
- ・警報試験等

7 施工上の注意点等

- (1) 修繕の実施にあたっては、事前に監督員と協議のうえ、実施工程表に基づき実施する

- こと。作業中の安全には十分注意（修繕中、機器搬出後の安全養生含）すること。
- (2) 作業開始前に、作業場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度測定を行い、安全に十分注意すること。
 - (3) 監督員と協議し、施設の維持管理に支障がないよう施工すること。
 - (4) 施工時期については渇水期とし、作業工程について監督員と協議を行うこと。
 - (5) 修繕報告書には、以下の項目を記載すること。
 - ア 整備記録
 - イ 修繕前後の測定、計測記録書（※測定機器の校正記録含む）
 - ウ 総合所見（所定の様式で健全度調査票へ劣化の度合いと範囲について記載し、関連する写真を添付すること。）
 - (6) 修繕に必要な雑材消耗品等は、全て受注者の負担とする。
 - (7) 修繕に伴い発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、受注者により適正に処理すること。
 - (8) 局地的な大雨に対する安全対策について
 - ア 注意報、警報などの気象情報を修繕中止判断に活用するため、現場代理人及び主任技術者は、「千葉県安全・安心メール」への登録を行うこと。
 - イ 現場特性を把握し、安全管理計画を施工計画書へ明記すること。
 - ウ ポンプ場内作業においては、大雨に関する注意報発令後、流域内で降雨が確認された場合は、作業を中止すること。
 - エ ポンプ場内作業においては、大雨に関する警報が発令された場合は、作業を中止すること。
 - (9) 上記のほか、疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

8 基準類

本修繕の施工にあたっての一般的事項は下記の基準類を参考にすること。

- (1) 日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書
- (2) 日本下水道事業団 機械設備工事必携 工事管理記録（本編）
- (3) 日本下水道事業団 機械設備工事必携（施工編）
- (4) 日本下水道事業団 機械設備標準仕様書
- (5) 千葉県土木工事共通仕様書
- (6) 千葉県土木工事書類作成マニュアル
- (7) その他関係規格、基準等

9 特記事項

- (1) 修繕担当者は、「修繕請負契約約款」第8条の規定による者であり、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当するもの若しくは同等の技能を有するものとする。
- (2) 修繕担当者は、修繕期間中において、発注者との連絡体制を確保することとし、現場施工時は修繕現場に常駐すること。
- (3) 道路上に位置するポンプ場については、道路使用許可を取得すること。
- (4) 各ポンプ場の作業時は工事看板を実施し、交通誘導員を配置すること。
- (5) 近隣住民への工事予告板の設置、ビラ配り等の事前周知への協力を行うこと。